

平成24年度 測量に関する懇談会

日 時 平成24年11月 8 日（木曜日）

場 所 札幌東急イン チェルシー

出席者

（参 与） 森 田 康 志 国土交通省北海道開発局事業振興部長
谷 村 昌 史 国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課長
田 村 圭 一 国土交通省北海道開発局事業振興部工事管理課工事評価管理官
成 田 次 範 国土交通省国土地理院北海道地方測量部次長
名 取 哲 也 北海道建設部技監
四 辻 淳 北海道建設部建設管理局技術管理課長
木 川 利 則 札幌市建設局土木部管理測量課長

（支部役員） 本多満支部長以下役員15名

（敬称略）





支部長：懇談会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

参与にご就任いただいている皆様には、公務ご多忙のおり、またご多忙の中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

また、役員の皆様にもご多忙の中、ご出席頂きましてありがとうございます。

私ども日本測量協会の設立目的は、測量に関する技術の調査研究をはじめ、測量技術の普及・啓発と測量技術者の社会的地位の向上を図りながら、国土の開発、保全と利用に寄与することです。

この目的を達成するためさまざまな活動を行っておりますが、測量計画機関の皆様と一堂に会してご指導を賜れる貴重な機会として「測量に関する懇談会」を開催させていただいております。第一回目が平成5年に開催させていただきましたので、今回は20回目となります。

さて、我が国は「地理空間情報活用推進基本法」を制定いたしまして、地理空間情報高度活用社会、いわゆる G 空間社会の実現を目指しております。この G 空間社会においては、整備された基盤地図情報あるいは電子国土基本図の組み合わせにより、新たな情報の作成が発達すると考えられております。当協会としてもそれらに対応できる測量技術の研究開発、普及啓発あるいは測量技術者の育成に取り組んでいるところでございます。

また、国土地理院が発注いたします総合評価方式による測量業務においては、品質確保の観点から高度な技術を要する技術者の配置が評価されております。

日本測量協会が認定しております、空間情報総括監理技術者及び地理空間情報専門技術者資格がこの資格に該当するということで登録されております。日本測量協会といたしましては、

引き続きこれらの高度な測量技術を有する技術者の育成にも力を注いでまいりたいと考えております。

最後になりますが、当協会は平成25年4月1日から、公益社団法人への移行を目指しており、現在公益法人審査委員会の審査も順調に進んでいると聞いております。

本日ご出席の皆様には、今後とも特段のご指導ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

座長（本多支部長）：それではさっそくはじめさせていただきます。

この懇談会では、まず、ご出席いただいております参与の皆様から話題を提供していただきまして、それについてご意見があればご意見を、質問があれば質問をとという形で進めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、北海道開発局事業振興部長 森田康志様、よろしくお願いいたします。

森田様からは「北海道開発局における測量業務の発注状況について」というテーマをいただいております。よろしくお願いいたします。



森田部長（北海道開発局事業振興部）：本多支部長からご紹介がありました北海道開発局事業振興部長の森田でございます。

今回、私から、お手元にお配りしております「業務成果品質向上プロジェクト」を説明させていただいて、引き続き工事管理課の田村から「測量業務の発注状況について」を説明させていただきます。

「業務成果品質向上プロジェクト」は、今年度新たに開発局として取り組んでいるものでございます。工事に関しましては平成21年度から「施工効率向上プロジェクト」という工事現場

の生産性を向上させる取り組みをしております。今年度から、「業務成果品質向上プロジェクト」という、測量を含めた業務についての生産性を向上させることを目的とするプロジェクトを始めたところでございます。我々は業務成果を工事に使っているわけでございますが、業務成果の品質低下が工事の実施に影響しているといったような状況が見られます。品質低下の要因として例えば、実際の業務を実施するに当たって十分な日数が確保できない、というものがあります。これは発注時期が遅れているからそうなるといったようなこともあります。また、年度末に工期が集中していて、なかなか皆様方のチェックが行き届かないといったこと、あるいは、当初の発注の際の条件明示がしっかり出来ていないことから、結局手戻りが途中で起こってしまって、結果として品質が低下するようなことが起こりうるという事です。このような発注者側の様々な生産性を低下させる要素を、出来るだけ除去して行こうというのが、この「業務成果品質向上プロジェクト」の目指しているところです。着手前、着手時、履行中と段階毎に書かれておりますが、例えば着手前では、業務での履行期限の平準化というのは、計画的に業務を発注することによって、一時期に工期が集中しないようにしようというものです。適正な工期の確保は、これによって照査期間を十分確保することが期待できます。履行期限の平準化については数値目標を設定しており、4月から12月までの工期設定をするものを四分の一以上、1月から2月までも四分の一以上、3月は半分以下にしようという事で、皆様方の照査が十分できる、チェックが十分できる、私どもも受け取るときに十分なチェックが出来るといった体制を考えております。次に条件明示の徹底。我々が発注する際に、過年度の業務の成果を十分確認しながら発注するとともに、前提条件等も、私どもが発注するときに十分お示しして発注しようということをうたっております。

着手時に関しては業務確認会議という事で、皆様方受注者と発注者側である私どもの所長等も同席しながら、業務の内容について確認することを考えております。現地調査は、一緒に現地を確認しながら、円滑な業務が実施できるようにしようという事。工事の方で実施しておりますワンデー・レスポンス。これは発注者側からの回答の遅れがいたずらに時間を空費するという事につながっているという事がございますので、業務についてもしっかりとやって行こうという事でございます。また、完成時には、照査技術者による報告を行っていただくという事、これも照査技術者の方に十分なチェックをしていただいた上で、私どもに報告をいただくといったようなことを考えております。こういった段階毎にいろいろ取り組むことを決めて、かつ、何か問題があった時にご相談いただくような窓口を、開建及び本局の技術管理課の方に設けております。こういった「業務成果品質向上プロジェクト」を今年度から実施し、皆様方と一緒に成果のレベルを上げて行こうということに取り組んでおります。これにつきましては、また改めて皆様方に対してもアンケートを実施して、今年度実施した課題等を把握しながら、また次年度に結び付けていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。私たちといたしましては、まず工事を実施する際の川上の部分である業務の成果をしっかりと確保していきたいと考えておりますので、ご協力を賜れと思います。



田村工事評価管理官（工事管理課）：それでは引き続き私からお手元にあります北海道開発局における測量業務の発注状況についてと

いう資料を基に、我々の今の測量業務発注状況をご説明したいと思います。

1 ページ目、こちらにつきましては入札方式別の契約件数と金額を整理しています。23年度

のデータと24年度上半期のデータをまとめている資料です。こちらで見ていただきますと測量業務は、価格競争という部分が非常に多くなっています。簡易公募ですとか通常指名が中心になっていますが、概ね23年、24年同じような割合で発注を行っているというような状況になっています。

続きまして、2ページ目は、予定価格別で整理をしたものです。こちらにつきましても23年、24年件数と金額は、概ね大きな割合の変更もなく、大体同程度のロットで発注しているというよう所でございます。

3ページ目はそちらをクロス集計したものです。多少、23年、24年は増えたり減ったりというところがありますが、先ほどの2つのグラフ、23年と24年のそちらの傾向を示した資料として整理させていただいています。

4ページ目につきましては、平均落札率を契約月別でまとめた資料です。大体契約件数が多ければ落札率がちょっと高めで、それが少なくなってくるにつれて落札率も下がってきているという傾向が見られます。今年度につきましては右の方の4月以降のグラフになりますが、4月頃は落札率が高く、その後発注が進むにつれて落札率が下がってきているというような状況が見て取れるかと思います。

次の5ページ目につきましては、今のグラフでも説明しましたが、月別の契約件数を加えて金額を整理したものです。うちの部長の方から履行期限の平準化というお話をさせていただきましたが、契約月という整理の中で、上半期の分の契約件数が、23年よりも24年の方が多くなっているというところで適期調査と今の平準化、こういった趣旨から早期発注が進んでいるのかなというところが読み取れるかと思っています。

6ページ目につきましては、業務成績の分布と平均点を整理したものです。厳格な評定という事で全国的にも同じような成績評定の付け方

を進めてきておりまして、概ね全国と同様、同程度の成績という形になっております。大体測量業務に関しましては、22、23年とも74.7点という形で全国と大体同じくらい、全国の平均点と同じくらいの成績という形で評価させていたでているというようなところ です。

以上が発注状況と言う事でご説明しましたがそれに加えまして、低入札に関するご説明をさせていただきますと思います。7ページ目以降になりますが、23年度の全業務の低入札の発生状況をまとめた資料でございます。低入札調査基準価格というものが、1,000万円を区切りに設定されており、1,000万円未満というものには低入札という概念はございませんが、便宜上予定価格の75パーセント未満を低入札という事で扱いまして整理しています。総合評価落札方式につきましては、低入札調査基準価格を下回った場合に、物理的に落札できないような、履行確実性評価という試行を行っております。対象は1,000万以上の業務でございます。そういったことから一番上の欄の1,000万以上の総合評価のものでは、23年では2件という形でほとんど発生していない。1,000万未満につきましては、履行確実性が対象外ということになりますので、約12パーセント位の、75パーセント以下の落札が進んでいるというところです。総合評価は低入札の対策がかなり進んでおりますが価格競争につきましては、ちょっとそれよりも多いというような状況です。1,000万以上では17パーセント、1,000万未満では26パーセントという状況です。この1,000万未満の885件には測量という部分の業務が、かなり多く入っており、この辺が今後検討するポイントかなと思っています。低入札は下請けの作業員の方々へのしわ寄せですとか、もちろん品質という部分での懸念もありますので、そこは対策を考えていかなければならないと考えているところです。

8ページ目は、今現在開発局としての低入札

価格対策の一覧という形になっています。全国
の取り組みに加えて北海道で取り組んでいると
いうような所です。これだけの低入札対策を
やっても前のページのと通りの発生が起きてい
るというところまでして、開発局ではその辺を考
えていかなければならないと考えています。他
の地方整備局でも行っている低入札対策の一例
を9ページ目以降にご紹介させていただきまし
て、これらを参考に開発局の方でも今後取り組
んでいきたいと考えているところです。

9ページ目が中部地方整備局の対策でござい
ます。一つ目の方が増員担当技術者、低入札を
した場合、管理技術者相当の技術者をもう一人
つけていただく。二番目の品質証明書の提出と
いうものにつきましては、調査基準価格を下
回った、そういう場合には、本社の社長の直筆
の品質証明書を提出していただきまして、ホー
ムページのほうで公開するというような取り組
みです。これでかなり中部地方整備局の方では
低入札が防止されていると聞いているところで
す。

10ページ目、先ほど総合評価のものについて
は履行確実性という試行を行って物理的に落札
決定できないというシステムを取り入れている
というお話をしましたが、価格競争であったも
のを簡易的な総合評価に移行して低入札を防止
するという関東地方整備局の取り組みです。技
術提案ではなく簡単な方針的なものを出してい
ただいて、満点または0点といった簡易な評価
が出来るようなシステムを入れ、履行確実性評
価をして低入札を防止するという点がポイント
です。

12ページ、最後になりますけれども、先ほど
いいました1,000万未満につきましては、低入
札という概念がないことが課題としてあり、四
つほどの地方整備局で取り組まれているという
事例です。例えば500万以上1,000万未満、こ
ういった業務に対しまして品質確保基準価格と
いった低入札調査基準価格相当のものを設定す

る。それを下回った企業に対しましては低入札
対策に取り組んでいくというもので、これは
1,000万未満の業務について有効な取り組みか
と考えています。先ほどいいましたように開発
局で、こちらの方の取り組みをすべてやるとい
うことではございません。今後いろいろご意
見等をお伺いしながら必要な対策と言うもの
を検討して、早ければ近々、または来年度から導
入していきたいと考えているところです。良い
事例があれば、全国的に取り組みも展開してい
くというような話もありますので、ご承知おき
いただければと思います。私の方から以上でご
ざいます。

座長：森田様、また田村様どうもご説明ありが
とうございました。

今の品質向上プロジェクトの中で、重点事項
で照査技術者による報告と言う事で複数回開催
となっておりまして、これは今までの照査技術
者の役割として仕事量が増えるという事なのか
と言うのが1点目です。それから今、建コン協
の報告書を見ますと照査技術者の積算と実態が
かなり大きく乖離するという話がありまして、
このプロジェクトを進めるに当たって、それら
の照査技術者の歩掛を見直すという事を含めて、
今後検討されるという事になるのでしょうか。

森田部長：照査技術者による報告ですが、照査
の確実な実施と考えております。照査するため
に工期を確保する、あるいは工期が集中しない
ようにするといったようなことで、すべて最後
の照査がしっかりできるようにという事でござ
います。それで一つは、業務の成果を納入して
いただくときの照査報告書については、照査を
実施した照査技術者が自ら報告していただき
たいという事でございます。成果品の納入時以外
でも、必要に応じて照査技術者自身からの照査
報告を実施出来るものとするというのが、複
数回開催という表現にしています。また、照査
技術者の費用については、適正な費用が確保で
きるように、私どもとしても本省と打ち合わせ

をしながら実施していきたいと思います。

座長：ありがとうございます。そのほかにご発言はありませんか。



山根副支部長（新栄コンサルタント株式会社代表取締役会長）：先ほどの低価格

入札の件ですが、明確な罰則がないものですから低価格の入札は減らないと思います。それを止める方法を考えていただかないととともにちゃんと入札している会社は負けてしまうのですよね。そして実績がつかない。低くとっても実績は実績とみられるし、その辺はどのような考え方をされているのか。これから考えてもらえるのかお聞きしたい。よろしくお願いします。

田村管理官：先ほど話したように、1,000万未満の業務について、調査基準価格相当の価格設定したものをもって、低入札対策をしていくというのが、一つの考え方としてはありますが、それを設定することが本来の姿ではないのだろうなとは思っています。適正な競争環境が第一だと思いますが、緊急的な対策として、調査基準価格相当の価格設定を1,000万未満のものにも設定しなければいけないような時代になってきているのだというのが、他の地方整備局の取り入れている背景だと思います。北海道につきましてもそういう厳しい状況にあるという事もわかってはいますので、皆様のご意見をいただきながら、設定の是非も含めて検討した上で運用していきたいとは思っているところです。

座長：ありがとうございます。ほかにございますか。

時間の関係上次に移りたいと思います。次に国土地理院北海道地方測量部次長の成田様から「国土地理院における最近の取り組み」といったテーマをいただいております。では成田様よろしくお願いします。

成田次長（国土地理院北海道地方測量部）：ただいまご紹介にあずかりました北海道地方測量



部次長をしております成田と申します。よろしくお願いします。本日は永山が本院に出張で不在のため、私が代理でお話しさせていただきます。

できます。

皆様方には、日ごろから、国土地理院の測量事業あるいは測量行政につきまして、多大なるご支援とご協力をいただきましてありがとうございます。この場を借りて先ずはお礼申し上げます。

国土地理院では昨年の10月から「フレッシュマップ2011行動計画」を作成して、地理空間情報の利活用の促進に向けた新たな取り組みを実施しているところでございます。行動計画の主な取り組みとしては、電子国土基本図の迅速更新といたしまして国道、道道、高速道路などの主要な新規供用道路については、供用日にあわせて電子国土基本図を修正し、国土地理院のホームページの電子国土 Web 上で供用日に合わせて同時公開するという取り組みを進めておりまして、今月10日に供用を開始する道央道の大沼公園 IC～森 IC 間につきましても同日公開する予定で準備を進めております。そのために道路管理者であります開発局、北海道、札幌市には CAD データの事前の提供をはじめ、いろいろとお願いしているところでございますが、ご協力いただいたことに対しても、この場を借りて改めてお礼申し上げます。また、行政機関の方々を対象にして、様々な機会を通じて地理空間の利活用に向けた説明をさせていただいていると同時に、お互いに地理空間情報を相互に利活用していこうという事で協定を結ばさせていただき、地理空間情報の利活用を進めているところでございまして、北海道開発局とは4月2日に締結を結ばさせていただいています。北海道と札幌市とも、相互にどのような利活用が可能かというところで、調整させていただいているところでございます。道内では、他に様似

町や池田町、八雲町、岩見沢市とも協定を結んでいるところで、利活用の促進に向けて取り組みを進めているところでございます。

今月の20日には、当部の主催する産学官懇談会において、先ほどご挨拶された本多支部長さんにもご出席いただいて、道内でいかに地理空間情報を利用していただけるかという事についてのご意見をいただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、本年6月に開催された横浜の「G空間エキスポ2012」においては電子国土基本図等の国土地理院のデータを活用して地理空間情報の高度活用社会の形成に貢献するGISソフトウェアとGISコンテンツの中から、優れたものを「電子国土賞」として表彰するとともに、広く紹介をいたしまして、品質の高いアプリケーションの開発、普及を促進していく取り組みも始めております。

会社の皆様方もいろいろな利活用が考えられると思いますので、よろしく願いたいと思います。

それでは、資料にそって国土地理院の最近の取り組みと平成25年度の予算要求関連をご説明させていただきますと思います。

資料1枚めくっていただきまして、まずは電子国土Web.NEXTの試験公開についてですが、国土地理院では電子国土Webシステムへの取組を進めてきたところですが、あまり使い勝手が良くないという事から、地図データの形式を、民間の地図閲覧サービスで使われている地図データの形式と同一にして、民間で活用されているアプリケーションとの互換性を良くした試作版として電子国土Web.NEXTの公開を6月から始めております。9月には、地図の表現について、彩色地図の外、モノトーン地図や行政界と海岸線のみを表示した白地図も表示できるようにしました。また、空中写真も1970年代に撮影したもので全道をカバーしており、その後撮影されたものについては、まだ道内では一部

分となっておりますが、過去の写真と現在の写真を見比べて比較が出来るようになっています。

次のページですが、電子国土Web.NEXTは、地理院のホームページから電子国土ポータルというところをクリックしていただきまして、新しい電子国土Webシステムの試験公開というところをクリックしていただきますと、さまざまな地図が表示できるようになっております。一度ご覧になっていただいて、使い勝手についてご意見がありましたら地理院の方にご意見を頂ければとおもいます。これについては来年10月の本公開に向けて現在意見を募集しているところですので、様々なご要望等いただければ、なるべくご要望に応える形で改良を重ねていきたいと思います。次に標高のわかるWeb地図の試験公開についてですが、これも今年の6月から標高がわかるWeb地図として公開していますが、先にご紹介した電子国土Web.NEXTでも同じ機能を実装しましたので、将来的には、統合された上で、電子国土Web.NEXT上で標高がわかる機能も使える事になると思います。機能としては標高を知りたいところの地図を表示して、その位置でマウスで右クリックすると、その位置の緯度、経度と標高が表示されるようになっています。海拔表示板を設置するときに標高値を確認するとか、自分が住んでいるところの標高がどれくらいなのかという事を簡単に知ることができますので、ご利用していただければと思います。

次に道内における高精度の数値標高データの公開状況についてですが、全道は10mメッシュ単位での整備は完了しています。さらに道内の一部ではありますが5mメッシュのデータも整備しています。また、開発局、地方整備局が1級河川を対象に整備した5mメッシュの航空レーザデータの提供をうけて、今年の3月にすべてのデータを公開させていただいております。その他に、昨年の東日本大震災を教訓に太平洋沿岸域の海岸線から5kmまでの所を、北海道内

においても高精度の航空レーザ測量を実施しておりまして、今年度末、(平成25年3月末)には5mメッシュの高精度標高データが太平洋沿岸域は整備される予定となっておりますので、ハザードマップ等を作るときの基礎資料にするなど、様々なところで使っていただければと思っております。

次に、新しい取り組みとして、地図データをGIS等で利活用する方向けの数値地図(国土基本情報)を、7月30日から日本で最初に北海道から公開しております。この地図は、ベクトルデータで整備したものを1図葉170円で販売しており、全道を整備すると、DVDで1枚7500円を7枚購入することになり、約6万円くらいで全道のデータが購入できますが、こういった新しい数値地図(国土基本情報)の刊行も始めております。

次に電子地形図25000ですが、これは普通の地図と同じような画像データですが、最新の2万5千分の一の地形図を8月31日に、これも全国で最初に北海道から刊行しております。10月には四国と沖縄も刊行されましたので、北海道だけではなくなったんですが、これは自分の好きなところを自分で範囲を選択して購入できます。今まで地図を4枚張り合わせないと、接合部分がよく見えなかったところなども1枚で見られるようになってとか、縦長の需要でも対応置出来るとかが可能になってきています。ただ、出力するときに個人でプリンタを持っていない方はコンビニ等で出力しなければいけないのですが、今のところ、一部対応していないコンビニもあるという事で出力するのに個人の方は大変なのかなというところがございます。こちらの地図は送電線を表記したり表記しなかったりとか、道路の色を変えたりとか、ちょっとしたカスタマイズが出来ますので、自分のオリジナルな地図も作成できますので、一度お試しください。

次に、先ほど紹介しました、電子国土賞です

が、国土地理院の整備している電子国土基本図等のデータを活用したGISソフトウェアについて、推薦応募していただいた作品の中から、受賞作品を選考委員会で選考いたしまして表彰するという新しい制度を設けましたので、みなさんが電子国土基本図を活用したソフトウェアを開発するのであれば、ぜひ応募していただければと思っております。

その次に、電子基準点関係ですが、GPSだけではなく、最近はグロナスとか準天頂衛星とかが打ち上がってきていますので、それらの衛星に対応するように機器やシステムを更新していく予定です。全国で電子基準点が1,240点ほどあるのですが、そのうちの168点においては、すでにGNSS対応としてGNSS観測データの提供を開始しております。今年度中には電子基準点全点でGNSS観測データを配信する予定ですが、まだ精密な測量で正確な位置を出すときにGNSS観測データを使って解析するソフトが実用化されていないので、精密な測量作業で使うのはもう少し後になるかと思いますが、情報化施工とかの分野では既に活用されているようです。

最後に、平成25年度の国土地理院の概算要求として若干説明させていただきます。国土地理院の要求枠は通常枠で97億円、復旧・復興枠として2.7億円となっています。まず、電子国土基本図や基盤地図情報の着実な更新として、16億3,900万、電子基準点の高度化の推進として、GNSS対応にするためのシステムの整備に7億、東日本大震災の教訓をもとに、南海トラフの巨大地震への備えとして、太平洋沿岸域の震源域での水準測量や活断層の調査に3億、復興事業で東北地方を中心に災害復興基図の更新・提供で3億弱、地理空間情報ライブラリーを通じた地理空間情報の提供として、国土地理院が保有する地理空間情報だけではなくて、国や地方公共団体が整備した地理空間情報について地理院の方でデータベースに格納して、皆さんに

使いやすいインターフェースで提供できるように利用環境を整備することに2億7千万。となっています。

以上、雑駁な説明ですが、国土地理院の最近の取り組みとしてご紹介させていただきました。よろしくお願いします。

座長：成田様、どうもありがとうございます。

どなたか発言のある方はお願いいたします。

ございませんね。よろしいですね。

それでは次に、北海道土木部技監の名取様から、道建設部所管事業の動向についてというテーマをいただいております。

名取様よろしくお願いします。



名取技監（北海道建設部）：

北海道建設部技監の名取でございます。私どもの資料「平成24年度道建設部所管事業の動向について」という資料に沿ってご説明したいと思います。まず

初めに社団法人日本測量協会北海道支部の会員の皆様におかれましては、日ごろから北海道の建設行政に対しまして特段のご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。またこれまで、永きにわたりまして本道の社会基盤整備におきまして、大きな役割を果たされてとともに調査・研究業務そして測量技術の普及、発展、測量技術者の育成などに努められるなど、幅広い事業活動を展開されてこれたことに心から敬意を表する次第でございます。

資料の1から3までを私のほうで説明いたしまして、4からの発注動向等につきましては、担当の四辻課長の方から説明させていただきます。

まず資料の1ページ、24年度建設部予算についてという資料1のところをご覧いただきたいと思います。

この図は、北海道のいわゆる単独費、これを投資単独事業費を含めた、私どもの平成24年度の事業費ベースで前年度と比較したものであり

ます。少し古い話になりますけれども、道が行います社会資本整備総合交付金あるいは自主戦略交付金といった国費を伴います公共事業予算につきましては、平成24年度は下の方の紫色の矢印のバーのところにありますけれども、事業費として1,228億円というふうになっておりまして、公共事業予算は23年度の同じ紫のバーのところで1,316億円と比較しますと対前年比93パーセント、88億円の減額というふうになっております。道の単独事業につきましては、今年度当初で、これは今の一番下からバーが三つありましてそのちょっと上に、右側の方に279億円という数字が書いてありまして、これは特別対策事業費の194億円と関連単独事業の85億円を足しまして、279億円となっております。これは前年度の285億円と比べますと、98パーセント、6億円の減少となっているところでございます。依然として厳しい経済状況が続いている本道の状況に鑑みまして、先月閉会しました第三回の定例道議会におきまして、今の資料1の右下に赤く囲った三定補正というふうに書いてありますけれども、いわゆる単独事業、投資単独事業としまして、特別対策事業費では道路法面整備などの防災対策に要する経費として43億円、その他実施に必要な調査含めてですけれども43億円、公共関連単独事業ということでは、道路の排水対策の維持管理に要する経費として、8億円計51億円を補正予算措置したところでございます。

この事業執行に当たりましては厳しい経済状況にある本道の景気の下支えあるいは雇用の確保につなげるために、早期の発注ということに考えているとこととでございます。

この図にはありませんけれども先月26日に平成24年度の国の予備費を活用した緊急経済対策というものが閣議決定されまして、私どもの事業といたしましては国土交通省から橋梁長寿命化に資する事業費、いわゆる補助事業費ですけれども、事業費で11億円、そして内閣府の方か

らいわゆる交付金、地域自主戦略交付金としまして防災、減災に資する事業費としまして14億円、事業費ベースで合わせて25億円の予備費が追加配分されたところでございます。この予備費に関する補正予算につきましては、今月末から開会します第4回定例道議会に提出した後、年度内にすべての工事を発注することを目指してまいりたいと考えているところでございます。続きまして、資料の2の方でご覧いただきたいと思います。25年度の予算要求ということで、これは25年度の北海道開発事業費ということでございます。これが9月7日に25年度の関係予算概要が公表されました。北海道開発事業費につきましては前年度を上回る1.08倍の要求額、これは濃い四角で囲んだところの、うち北海道開発事業費一般公共事業費というところの対前年の倍率1.08倍の要求額となっております。資料3をちょっとご覧いただきたいと思います。表の横に黒丸が記載されておりまして、この黒丸が記載された部分は直轄事業や市町村事業を含めた私ども道庁の建設部が所管しております要求額を示しておりまして、平成25年度予算の北海道開発事業費は対前年度は1.06倍、これは上から一つ目の黒丸のところの部分に書かれている一番横の倍率のところでございますけれども、1.06倍の要求額となっております。今後、引き続き北海道開発予算をはじめとしました25年度公共事業予算の確保に向けて国などに強く働きかけてまいりたいと思いますので、皆様の方からもご支援よろしくお願いいたします。

私の方から以上で、資料4以降、四辻課長の方から説明させていただきます。



四辻課長（北海道建設部技術管理課長）：北海道建設部技術管理課長の四辻でございます。よろしくお願いいたします。

技監に引き続きまして、私は資料4の調査設計業務の発注動向、それと新規積算の手法の比

較、資料6、それとその後ろにあります建設業の経営効率化の取組など、ご説明していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

早速資料4についてご説明させていただきます。調査設計の発注動向でございます。一番下の表を見ていただければ、合計の欄ですけれども23年度発注実績は約284億円でございまして、21年328億円に比べまして13パーセント減、それと22年307億になりますけれどもこれに比べて7パーセントという減少傾向になっているという状況でございます。

また測量部門に目を向けてみますと23年度につきましては約34億円、全体委託事業費の中で12パーセントとなっております。今年の24年度につきましては、9月末までの状況でございますが、表にしてございませぬけれども発注件数は279件、発注実績額は17億2千万円で過去3か年の9月末の実績と比較しましても概ね順調に予算が執行されているところでございます。

それでは続きまして資料7をご覧ください。これを使いまして北海道建設部にございます建設業の経営効率化などの取組についてご説明していきたいと思っております。まず表の1の建設現場の効率化支援ですが、工事の方も入り混じっておりますので直接測量設計の方にかかわってくるのが2の部分でございます。この部分を見てみますと、適切な設計照査の仕組みづくりという取り組みを行っておりまして、右側の方の取組状況等を見ていただければわかるのですけれども、詳細設計の照査要領、設計条件打ち合わせ簿などを作成しまして、設計者が行う詳細設計業務における適正な照査の実施によりまして成果品の品質向上に努めているところでございます。書いてある通り、この取り組みにつきましては、詳細設計照査については、17年から、それと設計条件打ち合わせ簿につきましては平成20年度から実施している取り組みでございまして、今もお改正等経ながら実施しているところでございます。

続きまして3番目になります。三者検討会の本格的実施でございます。三者検討会につきましては、皆さんご存知のとおり発注者、施工者それから設計者の三者が一堂に会しまして設計思想の共有や設計条件、施工条件の確認をして社会資本整備の一層の品質、できるものは事前に打ち合わせることによって設計思想を直接現場に伝え、現場は間違いがないかその場で、着工前に確認できる。という形の中で成果品として出来上がるもの、この場合土木施工になるかと思うのですが、その品質向上を目指すという三者一体の取組でございます。北海道につきましては、各県の中でも極めて早いタイミングで平成14年度ころから試行しておりまして、今現在のところでは、三者検討会を実施する工事といたしましては、9,000万円以上の工事、なおかつ設計内容が複雑な工事、作業工程に制約のある工事、新技術や新工法を用いるような工事、近傍の工事の調整が必要な工事などを対象にしてございまして、この検討会自体は主に発注者が開催してございますが、設計者もしくは施工者の方から申し出により、その場合は申し出の者のお金の負担という形になるのですが、そういう申し出によっても開催ができるという形になってございます。意外と、先ほどやりましたという話をしましたけれども、その後のアンケートを取っているのですが、三者の思想の、各々の思想、立場が理解できると、社会資本を整備するという共通の目的に向かって意見交換しながら問題を解決していける良い制度であると、現場の士気の向上にもなると、もしくは若手を育てられる機会が与えられる。設計思想や条件の確認が円滑に行われ、より一層の品質確認や問題解決に寄与する有効な制度であるといったような形で好評をいただいているところでございまして、何より間違っただけ進むことによって現場が止まるというリスクを早めに回避できるという事で、好評をいただいているところでございます。これらの中で背景といたしま

して私ども、資料としてはちょっと戻っていただいて資料5に平成14年からの取り組み、三者検討会が伸びてきているという絵が描いているのですが、平成17年度時点で概ね133件、23年、昨年の状況で350件という形です。青の場合が全体の工事量、工事量がだんだん下がっている割には実施している比率が8.2ぐらいまで高まってきています。こういう形の中で、大体9,000万円以上の工事、もしくは難しい工事それから若干難易度が高い工事がほぼ網羅するような形で最近進んでおりまして、今後もこういう取り組みを続けていけばよろしいのではないかと、そういう声を、コンサルさん、もしくは施工者さんからもお言葉をいただいているところでございます。

また、資料7に戻っていただきたいと思えます。一番下になりますが、設計成果品の向上に向けた取り組みとして、業務スケジュールの適正な管理、中間打合せの強化、適正な工期の設定と工期の平準化を行っておりまして、私どもの各現場に対しましても通知を行っており、設計者におかれましても成果品の品質向上に向けた取り組みが行われているところでございます。特に中間打合せの最後には現場だけではなく、本部の係長クラス以上が出席して極力手戻りが生じないように条件の設定等も間違いのないようにと言う事で、ある程度上位の技術者が中に参画して手戻りのなくなるような取り組みをしているところでございます。これらの取り組みも様々な課題がある事も承知してございますが、今後協会の皆様方と十分な意見交換を行いながら、今後も施策の周知と定着を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。資料6ですが、直轄に遅れることちょっと時間がたっただけなのですが、私ども今年10月1日から、委託業務につきましては新たな積算手法を取り入れて実施しているところでございます。表を見ていただいた通り国の方で何回もご説明しているし、それでやっていると思う

んで、ご存じだと思うんですけども、いわゆる今まで技術経費と書かれた部分を企業会計の概念を入れ、原価と一般管理費との二大区分による新たな設計積算手法を導入するという体系に移ってきております。最初、私どものシステムが若干トラブルを起こしご迷惑をかけた部分もあると思うんですけども、その中で設計業務、地質業務含めてこれらが該当することになりますので、新手法が定着するまで若干の時間を要すると思いますけれどもご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に資料7にもどってもらいます。情報技術に関する取組について若干PRさせていただきますと思います。

私ども公共工事の調達に置きまして、透明性、競争性の向上、効率化、コスト縮減、情報公開など求めています。その一環の中で電子道庁として様々な取り組みをしています。これ皆さんも実施しているところなんですけれども、四番目に書いてあります電子入札につきましては、平成18年度から、本庁、土木、私どもの建築事業工事で実施したのを皮切りにですね、平成19年度以降はいわゆる道の発注3部と言われております建設部、農政部、水産林務部で導入が始まりまして、建設部は平成21年度から測量、設計及び工事を含むすべての案件について電子入札を実施したところでございます。また次の公示用設計図書のダウンロードサービスでございますけれども、これも18年より全建設管理部に置きまして事業費内訳書、業務数量総括表などの資料を適用しているところでございます。今まで、数量計算書などにつきましては紙によって適用していたんでございますが、今年の7月から試行運用を行っておりまして、その他の部分についても工事で50件、委託で400件を目的に試行的にダウンロードサービスを始めるという事を計画しておりまして、アンケート調査を実施しながら問題点検証を行いながら取り組み件数を随時拡大していくという事を考えてござ

います。

最後に資料8についてでございますけれども、補助事業における測量や設計における業務におきましては、19年度から実証実験で電子納品を実施してございます。平成20年度から本格運用を開始しておりまして、すべての委託業務において電子納品を実施しているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、建設部における取組をご紹介しまして私の説明を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

座長：名取様、四辻様どうもありがとうございました。

どなたかご発言のある方はお願いします。

なければ、次に札幌市建設局土木部監理測量課長の木川様にお願いいたします。

木川様からは、「平成24年度における札幌市の測量発注状況について」というテーマをいただいております。それでは木川様、よろしくお願ひいたします。



木川管理測量課長（札幌市建設局土木部）：ただいまご紹介いただきまして札幌市建設局土木部管理測量課長の木川と申します。どう

ぞよろしくお願いいたします。

まず、本席をお借りいたしまして日ごろより、札幌市の測量行政全般につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことを、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

本日は私の方から平成24年度札幌市の測量業務発注状況、お手元に資料がなくて大変恐縮でございますが、私の言葉だけで説明させていただきます。申し訳ございません。簡単に説明させていただきます。

まず、札幌市におきましては、ご承知の通り二大イベント事業でございました札幌駅地下歩行空間と創生川アンダーパス連続化事業が無事

完了いたしました。このことから現在は橋梁の長寿命化ですとか緊急輸送道路を含みます幹線道路の舗装補修計画の策定等の維持部門に若干シフトしてきているところでございます。また札幌市建設局の一般会計予算についてでございますけれども、対前年比99.8パーセントと若干のマイナスになってございます。このことから測量に係る事業費につきましても同様に、非常に厳しい状況にございます。私ども札幌市の管理測量課と言うところは、地図、地籍整備事業と言うものは自主事業でございますけれども、それ以外の事業につきましては市役所内外のそれぞれの工事担当部もしくは用地取得部からの委託業務がほとんどでございます。このため、用地買収費ですとか道路街路事業費が減少いたしますれば、測量委託も減少するという構図になってございます。幸い今年度は対前年比10パーセントアップ程度の測量の事業費を確保することが出来まして、私どもちょっと安堵しているところでございます。参考までに申し上げますが、平成24年度の10月現在で、今私ども管理測量課が発注しております用地確定測量関係は110件でございます、5億8,500万程すでに発注しております。また路線測量と言いまして、これ10区にございます、区役所にあります土木センターが発注しております路線測量、これは生活道路整備を行うものなのですがこれが129件で3億4,400万円、程発注してございます。合計では230件9億2,900万を発注してございます。対前年比で見ますと8件減少しておりますが、9,400万程の額の増額は見えております。一方、入札に関してでございますけれども、札幌市では一般競争入札を行っておりますけれども、入札参加業者さんを発注額によりましてA、B、Cの三つに分けてございます。落札の最低制限価格の引き上げを実施いたしまして平均落札率が74.5パーセントくらいになってございます。入札の実態はご存じのとおり最低制限価格とほぼ同額で、結果としてくじ引きで落札者が

決まるというような状況でございます。皆様から積算能力でなくてくじ運なのかと揶揄されたところでもございます。

最後になりますけれども札幌市の測量業務をはじめ各種事業に関しまして関係期間並びに業界の皆様より、一層のご支援ご協力を賜りますようお願いいたしまして誠に簡単ではございますけれども、私からの話題提供とさせていただきます。

ありがとうございます。

座長：木川様どうもありがとうございました。

どなたか発言のある方、お願いいたします。

札幌市以外の部分でも、局、道の部分を含めてでも結構です。



中田幹事（道央測量協会会長）：幹事の中田でございます。

大変僭越ながら、今日は幹部の方にいらっしゃっていただいているので、すべての発注者様に少し測量業界の特に北海道か抱えている測量についての問題点を一言だけお話しさせていただきたいと思ひまして、発言をさせていただきます。

私も今年、北海道測量設計業協会の方で全国レベルでの研究会が立ち上がったことによる北海道代表として行ってきた関係もありまして、本道と本州その他の地区との測量業務、特に用地測量、管理の測量について、これほど違うのかということを目の当たりにいたしました。そんなことから私も以前から北測協の積算関係のことを手掛けていた関係もありまして、特に北海道建設部の方には当時から本道特有の事情を考慮した積算体系をお願いしたいと言う事で、北測協の方から申し入れを行ってその都度柔軟に対応していただいたと言う事がございましたけれども、時代とともにやはりそうしたことが、だんだんアカンタビリティーといひますか説明責任を果たすには、なかなか本道特有のものについては考えづらいと言うふうになってきまし

て、しまいにはオールジャパンの積算体系と言うふうな形になっております。そこで、私、先ほど言いましたように、非常に全国の測量事情と申しますか、その辺、目の当たりにした関係で以前からそういう事は思っていたわけでございます、その辺も先ほど言いました建設部との協議の中ではいろいろと指摘させていただいたことですが、入札問題は別といたしまして、測量について、特に土地の成り立ちについての境界についての考え方、筆界の確定の仕方、地主さん対応、やはりそういう事においては非常に本道においては特有があると言えるかと思いましたが、そのことは大きく現場に携わる業界側とすれば大変大きな事実上負担になっていると言うふうに感じられました。細かく言えばいくら時間があってもちょっと足りないのですけれども、いずれにしても本道特有のものが非常に大きく測量業務においては内在していると言う事を何度か、以前耳を傾けていただいた、そういう時もあったんですけども、今となればもうダメモトの話なのか知れませんが、そういう事も業界の努力ももちろん足りないのですけれども、発注者様におかれましてそういう事も一つ、頭の中に置いていただけるようなことがあればいいかなと、大変うれしいかなと思いますので、私どももそういう意味では切磋琢磨しながら本道における測量の良い成果品づくりのためにはどうしたらよいのかと言う事を今後も努力してまいりたいと思いますけれども、この本道特有の事情と言うのは大変大きな割合を持っていると言う事だけ、今日の席でご理解いただけたら大変ありがたいなと思ひまして発言させていただきました。

座長：ありがとうございました。

今の中田幹事の方からお話のありました地域特性を踏まえた積算のあり方みたいな話ですけど、これについてすぐに答えを求めるのは難しいのかもしれませんが、何か答えられる範囲でお願いします。

中田幹事：これ話をするのと取り留めもない話になるんで、この場にはふさわしくないと思うんですが、いずれにいたしましても境界を確定していくプロセスが、非常に内地と比べて複雑なものがあると言う事でございます。ですからその辺、一言でいえば内地の方は現況確認主義と言う形なんですけれども、北海道の場合は公図復元型と言ひまして、いろいろな資料を基に地主さんのそういう現地の情報もちろんプラスされますけども、結果的には公図と言う公的な資料をすべて照査した上で、境界を確定していくと言う事が前提となっている地区である。本州の方は基本的には現況型、地主さん同士の復元測量において支持された点を筆界点、境界点とするというような方式で済むんで、そういう意味では簡素な測量体系ではないかと言う事でございます。

一言でいうと、簡単に言うとそういう事でございます。なかなか分かりづらいと思うんですが、いずれにしても地域特性としてこういう問題があると言う事だけ、歩掛そのものを修正するというのは非常に難しいというのは素人でもわかるんですけども、運用の中で、本道特有のそういう変化率だとか、そういうもので対応できるものがないのかなと単純にそういう思いはございます。

座長：それぞれの機関の幹部の方に集まっておりますので、今すぐこの場で答えをいただく、いただかないは別にいたしまして、日ごろ考えていることを言っただけければ、それぞれの機関に伝わると思ひます。お願いしたいと思います。

それでは、特に発言も無いようでございますので、これで懇談会を終了させていただきたいと思ひます。

本日ご出席賜りました各官庁の幹部の皆様には、貴重なお話、情報の開示等非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。本当にありがとうございました。以上をもちまして測量に

関する懇談会を終わらせていただきます。あ
りがとうございました。



北海道支部測量懇談会 運営要領

(目 的)

- 1 北海道支部測量懇談会（以下「懇談会」という。）は、測量に関する調査研究・測量技術の普及発達・会員相互の親和と社会的地位の向上等の支部活動を一層推進するため、地域における測量に関する諸問題について、関係行政機関・関係教育機関・関係団体等の参加を得て、情報・意見の交換を行い、併せて対処方策等について懇談することを目的とする。

(構 成)

- 2 懇談会は支部役員・顧問及び参与を以て構成する。

(主なテーマ)

- 3 懇談会の主なテーマは、当面次のとおりとする。
 - ① 地域における、公共事業・測量事業の動向について
 - ② 測量業の発展向上について
 - ③ 測量技術者の技術・地位の向上について
 - ④ 測量教育の充実と人材の確保について
 - ⑤ 測量に関する啓蒙・普及活動について
 - ⑥ その他

(開 催)

- 4 懇談会の開催は、支部長が必要と認めたとき行う。

(座 長)

- 5 懇談会は、必要により座長をおくこととする。

(庶 務)

- 6 懇談会の庶務は、支部事務局が行う。